

事業者排出量削減計画書

		☐ 新規 ☒ 変更					
(宛先) 京都市長		平成 25年 7月 18日					
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 大阪市中央区備後町二丁目1番8号 備後町野村ビル		氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 新日本理化株式会社 代表取締役社長 藤本万太郎 電話 06-6202-0624					
主たる業種	油脂誘導体・化成品の製造販売						
	細分類番号	1	6 4 1				
事業者の区分	☒ ア 京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号 ☐ イ又はウ ☐ エ						
計画期間	平成 23 年 4 月から平成 26 年 3 月まで						
基本方針	平成22年度を基準に、平成25年度の温室効果ガス排出量を2%以上削減する。						
計画を推進するための体制	ISO14001を2004年4月に取得しそれ以降2回目の更新審査を経ており、環境統括責任者である常務取締役を長とする体制のもと、平成22年度を基準年とする新たな実行計画の進捗管理を実施する。						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (20~22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	4,566.3 トン	4,355.2 トン	4,320.8 トン	4,228.3 トン	-5.8 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	4,391.1 トン	4,355.2 トン	4,320.8 トン	4,228.3 トン	-2.1 パーセント	
目標の根拠		前ステージにおいて7.5%の削減を実施した。今ステージにおいては温室効果ガスの削減、電気代の削減、等計画している。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率
	工場	事業活動に伴う排出の量 (生産数量)	5.71	5.64	5.60	5.58	-1.76 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
原単位の指標及び目標の根拠		①古い照明器具を更新時インバータ安定器に更新 ②LED電球に変更 ③アロマエフロンを更新する ④井戸の新設による井戸ポンプの負荷低減 等計画					
重点的に実施する取組の実施計画		基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考	
		23.0 パーセント	29.0 パーセント	41.0 パーセント	100.0 パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	(23)年度	機器の適正な運転管理に努める。古い照明器具を更新時インバータ安定器に更新する。井戸の新設による井戸ポンプの負荷低減を目指す。					
	(24)年度	機器の適正な運転管理に努める。古い照明器具を更新時インバータ安定器に更新する。					
	(25)年度	機器の適正な運転管理に努める。LED電球に変更する。					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	京都工場では、公共の交通手段を利用した通勤を奨励・推進している。					
	上記の措置を採用する理由						
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区 分	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	地産産木材の利用によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
合 計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	ISO14001を2004年4月に取得し、環境統括責任者のもと全員の環境に対する意識は向上している。また、廃棄物も可能な限り有効利用を目指しており、更に廃棄物の減量にも取り組んでいる。						
特記事項	平成23年度、24年度、25年度の具体的な取り組み及び措置を実施し、目標達成に向けて努力する所存である。						

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。

3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。

4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。